

小城市空き店舗リノベーション事業補助金は、小城市補助金等交付規則（以下、「規則」という。）、小城市空き店舗リノベーション事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、次の内容が適用されます。

令和4年度小城市空き店舗リノベーション事業募集要項

（目的）

第1条 この事業は、小城市が策定した牛津地域拠点地区都市再生整備計画に位置づけるエリア（以下、「対象エリア」という。）の空き店舗等を活用するためリノベーションし、市民や来街者のニーズに合った魅力ある事業を開始する事業者を公募する。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 空き店舗等 元の店舗が閉鎖あるいは既存のテナントが退店して、その後入居営業するテナントが決まっていない状態の店舗、事務所、倉庫及び大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）

第2条第2項に規定する大規模小売店舗のテナント

（2） リノベーション 不特定多数の利用が見込まれ賑わいを創出するための改修

（3） 対象エリア 牛津地域拠点地区都市再生整備計画に位置づけるエリア

（対象事業者）

第3条 対象エリアにおいて所有者と賃貸借契約する空き店舗等をリノベーションする者を対象事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業者としない。

（1） 小城市空き店舗リノベーション事業補助金交付要綱第3条に該当する者

（2） 対象エリア内で移転する者

（3） 開店後2年以上継続して事業を継続する見込みがない者

（4） 事業に必要な許認可を取得していない者。ただし、開業時までには取得する場合は対象事業者とし実績報告書に必要な許認可を取得した事実が分かる書類を添付すること。

（5） 事業を実施するにあたり、公共事業等により補償金等の交付を受ける者

（6） 空き店舗等の所有者の3親等以内の親族である者

（7） 空き店舗等の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者

（対象業種）

第4条 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として設定された日本標準産業分類に定める産業分類（大分類）のうち次の各号に掲げるものを対象業種とする。

（1） 小売業

（2） 宿泊業、飲食サービス業

（3） 生活関連サービス業、娯楽業

（4） 学習支援業

（5） 医療、福祉

（6） 市長が特に必要と認める業種

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象業種としない。

（1） 空き店舗等を事務所、倉庫又は駐車場としてのみ利用する業種

- (2) 店舗を持たず通信、訪問のみで営業を行う業種
- (3) 教育施設の敷地境界から 100m以内で教育に影響が懸念される業種
- (4) その他市長が不適当と認める業種

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助限度額等は次のとおりである。

補助対象経費		補助限度額等
改修費	工事請負費（用地取得費、造成費及び建築手続費を除く。）及び設備費（建物に附帯するものを対象とし、備品等の動産は含まない。）ただし、消費税及び地方消費税を除く。	補助対象経費の2/3以内とし、200万円/件を限度とする。

(対象外経費)

第6条 次の経費については、補助対象経費としない。

- (1) 補助交付決定日より前に支払われた経費
- (2) 申請した当該会計年度を越える経費
- (3) 補助事業の経費であることを明確に識別することが困難な経費
- (4) 補助事業の目的に沿わない経費（当該事業のみで使用されることが書類で確認できること。）
- (5) リノベーションする空き店舗等が住居を兼ねる場合は、住居に利用される部分と明確に区別できない部分に要する経費

(募集期間)

第7条 募集期間は以下のとおりとする。

第1次募集	令和4年5月13日（金）～令和4年5月31日（火）
-------	---------------------------

(交付までの流れ及び書類提出先)

第8条 事前に申請書類の内容を相談し、正式に提出すること。

- (1) 交付までの流れ

手続き	申請書類等
申請	空き店舗リノベーション事業補助金交付申請書（要綱様式第1号） <添付書類> (1) 事業計画書 (2) 補助事業者の定款又はこれに準ずるもの (3) 補助事業者が納税義務者の場合は、市税の納税証明書又は納税を確認できるもの (4) 空き店舗等の賃貸借契約書の写し、付近の見取図、建物平面図 (5) 工事見積書、工事仕様書、工事関係図面 (6) 工事着工前写真 (7) 建築確認を必要とするものについては、確認済証の写し (8) 見積り合わせや入札等の実施を確認できる書類 ※交付申請の時点で提出できない場合は、実績報告で提出すること (9) その他参考資料

	<p>法人の場合：商業登記簿謄本、定款、規約、過去2年分の決算書等、事業に必要な許認可</p> <p>個人の場合：住民票、代表者の履歴書、過去2年分の決算書又は所得証明書等、事業に必要な許認可</p> <p>※事業に必要な許認可を交付申請の時点で提出できない場合は、実績報告で提出すること</p>
--	--



審査	申請内容を審査
----	---------



交付決定	補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により申請者へ通知。
------	--------------------------------



事業実施	<p>補助事業等に要する経費配分や補助事業等の内容の変更をする場合は、補助金等変更（中止・廃止）承認申請書（規則様式第4号）を提出し、承認を受ける。</p> <p>※市長の定める軽微な変更を除く。</p> <p>※市より調査・状況報告を求めることがある。</p>
------	---



実績報告	<p>空き店舗リノベーション事業補助金実績報告書（要綱様式第2号）</p> <p><添付書類></p> <p>(1) 完成後写真</p> <p>(2) 完成後図面</p> <p>(3) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し及び明細書</p> <p>(4) 建築確認を受けたものについては、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し</p> <p>(5) 見積り合わせや入札等の実施を確認できる書類</p> <p>※交付申請の時点で提出できなかった場合のみ提出すること</p> <p>(6) その他必要と認められるもの</p> <p>事業に必要な許認可</p> <p>※交付申請の時点で提出できなかった場合のみ提出すること</p>
------	---



完了検査	報告内容を検査
------	---------



確定通知	補助金等交付確定通知書（規則様式第7号）により補助事業者へ通知
------	---------------------------------



請求	補助金等交付請求書（規則様式第8号）
----	--------------------



支払	市→補助事業者へ支払い
----	-------------

(2) 提出先

所在地	担当部署	連絡先
小城市三日月町長神田 2312 番地 2	小城市都市計画課	0952-37-6121

(審査方法)

第9条 小城市空き店舗リノベーション事業補助金審査会(以下「審査会」という。)において、申請書を審査するとともに、申請者によるプレゼンテーション審査を行う。

(採択の可否)

第10条 審査会の審査内容を受け、市長が採択の可否を決定し、応募者すべてに通知する。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において条件を付すことがある。

(その他留意事項)

第11条 次のことに留意すること。

- (1) 収支に関する帳票、その他補助事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告すること。なお、作成した帳簿等は補助事業完了後5年間保管すること。
- (2) 補助金の交付決定後、事業の内容等を変更しようとするときは、市長の承認が必要となるため、速やかに都市計画課まで連絡すること。
- (3) 空き店舗等の改修工事は、小城市内の事業者に発注するように努めること。
- (4) 提出された書類は返却しない。